

# 第15回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第15回和光市農業委員会総会日程

平成27年9月25日（金曜日）午前9時30分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 2番 畑中昭二委員 4番 吉田武司委員

日程第4 提出議案 議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

日程第5 協議事項 ①10月の農業委員会総会の日程について

②利用状況調査の実施について

③優良農業者表彰の対象者の推薦について

④その他

日程第6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第7 閉 会 午前11時00分

出席委員（9名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
4番	吉田武司君	5番	山田春雄君
6番	加山和義君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
11番	石田秀樹君		

---

欠席委員（2名）

3番	加藤親次郎君	10番	富澤貢一君
----	--------	-----	-------

---

開会 午前 9時30分

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、おはようございます。

本日、富澤委員、加藤委員、2名から欠席の連絡が入っております。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝より農業委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

秋も深まりまして、これから農産物共進会ですとか市民まつりとかいろいろイベントがございますが、皆様のご協力によりまして進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、第15回和光市農業委員会総会を始めます。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず議事録署名人ですが、2番、畑中委員と4番、吉田委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 この議案は、A委員の家族の者が賃貸人で、和光市農業委員会会議規則第10条により、親族に関する事業への参与に当たり、A委員には退席をお願いいたします。

（A委員退室）

○柴崎議長 それでは、補足説明をお願いいたします。

○事務局（青木） それでは、議案第1号 農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件の農地法第5条の許可申請ですが、調整区域内の農地において、賃貸人の自己資金

により資材置場兼駐車場を造成し、賃借人へ一括貸しする内容となっております。

それでは、案件についてのご説明をさせていただきます。

まず、本案件の転用申請に至る経緯ですが、賃貸人は現在高齢となり耕作することがきつくなっており、経営面積の縮小を考えております。そんな折に、川越市に本店を構える株式会社Bが、都内で行う公共工事が多いことから、作業効率を上げるためにも、より現場へ通いやすい土地を探しているとの話を聞き及び、当該地を賃貸人が整備してから賃借人に一括貸しするという内容で賃貸借契約の合意になり、申請に至っております。

続いて、転用の概要について説明いたします。

土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、東側を開口部とし、出入口付近は、掘削後、厚さ15センチの砕石を敷き、その上に15センチの厚さでコンクリート舗装いたします。出入口は、北側隣地境界から1.8メートル南に位置したところから8メートルの幅で設け、アコーディオン門扉を設置します。出入口以外の部分は、重量ブロック3段積みの上に高さ1メートルのネットフェンスを設置し、そのまま四方の境界を同様に設置します。場内は、掘削後、15センチの厚さで砂利を敷いて仕上げます。東側道路境界及び西側水路境界については、道路安全課と協議し、特段の措置は必要ないとのことです。

賃借人の株式会社Bですが、こちらは主に水道施設工事業、管工事業を主たる業務としており、昨年は都内で31件の公共工事を行っております。今回の申請地には、都内へ通う拠点として設けるもので、当該地には、駐車するものとして、4トンユニック3台、3トンドンプ2台、3トントラック3台、2トンドンプ2台、資材置場として、長さ4メートルから5メートルで口径75ミリから350ミリの水道管を合計420本、継手一式、砕石、改良土などを置く予定で、出入口付近の北側には据置型の台貫を設置する予定となっております。

続いて、農地転用の許可基準について、本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、こちらは他法令との調整は不要であり、計画に係る資金の調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書にて確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、収容予定のものは、土地利用計画図から妥当な面積と考えられます。

次に、周辺農地生産条件への影響ですが、周囲は3段積みブロックの上に1メートルのネットフェンスを設置するため、砂利等の飛散、通風、日照に配慮しており、周辺の営農には

影響はない見通しです。

用排水や公衆衛生等への影響ですが、水道やトイレの設置は行いませんので、公衆衛生等へ与える影響は少ない見通しです。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの利用を確約しており、被害は抑制されると考えております。

隣地農地所有者についてですが、転用計画について内容を説明の上、南側に隣接するCさんの同意を得ております。

次に、農地区分についてですが、申請地を含む街区の40%以上が宅地及び駐車場敷地に転用されているため、農地法施行規則第44条第2号、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている状況であり、転用が原則許可される第3種農地と判断することが可能です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきましては、参考人の方に来ていただいております。参考人の方に入ってください。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。申請人の株式会社Bの賃借人と賃貸人の代理人といたしまして、有限会社Dの代表取締役Eさんに来ていただきました。

Eさん、どうも本日はご苦労さまです。

○参考人(E) はい、よろしくお願いします。

○柴崎議長 当委員会では、転用の議案が出た場合は、参考人の方に来ていただき、説明と質問にお答えいただくようになっておりますので、よろしくお願いします。発言は、指名してからするようにお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人(E) はい、わかりました。

今回、公共事業の方にお話がございまして、たまたま、貸していただけるということになりましたA様から、夏場の暑い時期にちょっと用があってお邪魔させていただいたときに、もうずっとずっと大事に守ってきた畑なんだけれども、この暑い時期に体力がもう続かなくて、いや、もう畑へ行けないんだよという話をいただいて、じゃ、Dさんに、どなたかいい人いたらお世話になったらどう、お父さん、そんなにやっつてぶっ倒れちゃったら大変よって、ちょうど夏場、今年はちょっと皆さんも経験があったと思うんですが、非常に暑く、冷夏じ

ゃなくて、もう本当に暑い、温暖化という形で、どなたでも大変な暑い時期を過ごされたと思うんですが、たまたまその時期にそういうお話をいただいたものですから、じゃ、それではということで、うちのほうでちょっとお客様にご紹介させていただこうと思って募集をかけたところ、何社かございまして、その中で、今回、この出させてもらったBさんという会社ですね、こういう申し込みがございましてよということでA様のほうにお持ちさせていただいたら、幾つかの会社案内を見させてもらった上で見ていただいたら、公共工事の方が、やはり社会のためにもなるし、皆さんのためにも役に立つのであれば、こういう会社に使ってもらったほうがいいんじゃないかということで、今回、そのBさんという会社をお願いしようということで、一応使わせてもらうということで一応申請させていただいた次第でございます。

Bさんという会社をご説明させていただきますが、同じ埼玉県の川越の下赤坂というところですね、そちらに事業所があって、今、公共工事、水道工事と都市ガスをやっております。埋設管は、一般家庭とかマンションの配管ではなく、本当に公道と言われている道路、その埋設管を新しく設置、それから取りかえ工事というのを、東京都のほうから仕事をいただいて、そちらのほうの工事をやらせていただいております。

なぜ和光に選ばれたかということ、今、川越の下赤坂まで毎日車両で往復しているそうなんです。そうすると非常に時間がかかって、通勤に非常にロスが出てしまうと。その分、働く方も大変労力を有していきやいけないということで、志木、朝霞あたりまで広げて考えていたらしいんですが、なかなかそういう物件が、大きかったり小さかったりして、いいところが見つからなかったものですから、たまたま300坪という土地が出たので、ちょうど探していた面積に合うということで、一応今回ここをお願いしようかということで、本当に都内の工事ですので、あそこまで行くとなると1時間半から、込めるときは2時間ぐらいかかるそうなんです。一般道で来ますので。そういう時間の短縮を考えると、やはり東京に近いところ、そういうところに事業用地を、そういうところがあればそこが一番いいというような話で、私どもにもそんな話もございましたので、それで今回、このところをもし使わせていただけるならぜひお世話になりたいということで、一応申し込みいただきました。

経過としてはそういう形になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移ります。

質問がある方、お願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 この会社のことなんですけれども、川越の下赤坂というところになると言ったんですけれども、そこにはもう、今、会社の駐車場とかそういうのはあるわけですよね。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） え、会社に。

○吉田委員 実際会社があるところには、トラックとかそういう置く、会社側の設備というか駐車場とかはそこにはあるわけですね。

○参考人（E） はい、あります。こちらに図面も出していますけれども、写真もつけて出していますけれども、車両とか重量から、碎石や砂利なども置いてあります。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 従業員の方というのは、そちらのほうの方ばかりなんですか。どこの辺の人が多いんでしょうか。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） 今、従業員の方は、ちょうど所沢と川越と中間ぐらいなんです。ですから皆さん、オートバイで川越から行かれる方もいるし、それから所沢から来る人もいらっしゃる。和光だと非常に通勤時間が短くなると。所沢まで行ってまたオートバイで行くよりも、西武線の方もいるし、東上線の方もいらっしゃるそうです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 では、今、下赤坂に、川越市にある事務所、また駐車場、資材置場、それがそっくりこの和光に来るということでよろしいですか。

○参考人（E） いや、全部が来るわけじゃありません。川越でまだ公共工事もやっていますので。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 それでは、事業拡大ということで、都内の仕事が多いので、川越市も事務所全部残るけれども、和光市にも事業拡大ということで新規事業所が設置されるということでしょうか。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） はい、そうです。和光のほうは小さいですけれども、向こうは大きいので、向こうは撤収するところじゃありませんので、撤収はしません。向こうでも水道と都市ガスをやっておりますので、川越でも。



○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 では、従業員の方は、ほとんどの方がバイクで通勤ということですね。

○参考人（E） そうですね。和光駅前に駐車場を借りてバイクでここまで行かれて、あと事業の車両に乗りかえて東京へ行きます。今現在も、西東京市、それからときわ台、それから大泉学園の工事をやっております。

○柴崎議長 吉田委員、いいですか。

○吉田委員 それでは、トイレは設置するか、また電気はつなげるかどうか、あとこの据置の台貫、台貫はどういうものなのかなっていうのをちょっとお尋ねしてもいいですか。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） 台貫ですか。

○吉田委員 電気は設備されないですよ。

○参考人（E） 電気は引きたいんです、防犯上。水道は引きません。それから仮設トイレも置きません。

○吉田委員 あとこの据置台貫という構造をちょっと知りたいんですけども。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） 台貫ですか。

○吉田委員 据置台貫の使い方と、構造を教えてくださいませんか。

○参考人（E） 台貫は、こう、べたっと置くだけなんです。下に穴掘って何か置くんじゃなくて、据置式です。

○吉田委員 その据置式のどういうのがあるかなと、ちょっと詳しく説明してください。

○柴崎議長 資料があれば、見せていただけますか。

○参考人（E） ちょっとよかったら写真あるんですけども、見てもらってもいいですか。

○柴崎議長 それでは、回してもらえますか。

（写真回覧）

○柴崎議長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 大丈夫です。据置式というのをもうちょっと詳しく説明してくれるといいんですけども、今、ちょっと写真を見せていただいたので、分かりました。

○柴崎議長 よろしいですか。

畑中委員。

○畑中委員 ちょっとこの土地利用計画書を見させていただいて、現状、南側に、改良土、砕

石等を置く場所を配置してあるわけですが、雨に対する土やその碎石の流出防止について、何か対策があるようでしたらお聞きしたいんです。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） 屋根はつけていないのですが、周りにブロック3段とフェンスを囲ってありますので、そのときにビニールシートなんかをこうかけておくというような話を聞きました。北側はもう既におうちみたいのが建っていますので、南側ですね、1枚畑がありますので、そちらのほうにはいかないように、そのところは多分、私が聞いた話では、軽量合板、飛ばないようにするという話は聞いています。

○柴崎議長 畑中委員。

○畑中委員 水道工事屋とかで現状をいろいろ、資材置場を見させていただくと、どうしても工事の進行具合によって、やっぱり改良土、碎石等を多量に置く部分があると思いますので、その点、やはり、今、現状のブロック3段、フェンスだと、どうしても流出があるかなとは思いますが、その辺、もう少し具体的に対策等を聞かせていただけるとありがたいんです。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） 私のほうからもそういう話は、注意するように、気をつけるように、特に公共工事にですので、社長さんも申していましたけれども、非常に周りに気を使うとおっしゃっていましたので、その辺は、近隣にご迷惑をかけないように最善の力を尽くしますということを、話をいただいております。

○柴崎議長 よろしいですか。具体策において。

○畑中委員 いえいえ、現状で、このごろ多量の雨ですか、どうしても、私なんかは農家をやっていて、道路等に土が出たりすると、やはり近隣の方に迷惑がかかるということで、ちょっとやっぱり私のほうでもいろいろやっていますので、周りの人にぜひ迷惑がかからないようによろしくをお願いします。

○参考人（E） 特に気をつけるということをおっしゃっていました。近隣にご迷惑をかけるということね、工事中であっても、工事車両なんかはやっぱり工事中は非常に気を使うとおっしゃっていました。

○柴崎議長 よろしく願いいたします。

ほかに質問ある方。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。

さっき電気を引くと言ったんですけれども、それは照明ですか。

○参考人（E） はい。これは要するに、この辺は非常に泥棒が多いらしいんです。だからそういう周りに、やっぱり同業者が、借りている方からそういうお話を聞いておりますということなので、結局、防犯上、人が来たときにぱっとつくとか、そういうことはやっぱり考えているとおっしゃっていました。やはり防犯上だそうです。

○柴崎議長 それから、今、申請地から東京に行く拠点ということを言われたんですが、そこで、要するに、事務所とかそういうことは一切置かないですね。要するに、川越からこっちへ来てまた行くという形になると思うので、ここで、休んだりとか、そういうことも生じると思うんですが、そういうことはないですね。

○参考人（E） もう和光に来た車両は川越へ持っていくということはないそうです。こちらで使うものだけしか、こっち、今回もその面積の中で一応使うと。

○柴崎議長 うちからここに通勤して、そこで乗りかえてから都内へ行くわけですよ。

○参考人（E） そうです。

○柴崎議長 例えば変な話、やっぱり乗りかえとかそういう段階でいろいろあるんでしょうから、建物があつたほうが基本的に便利でしょうから、でも結局は、建物は置かないんですね。

○参考人（E） はい。

○柴崎議長 それは大丈夫ですね。

○参考人（E） はい、大丈夫です。

○柴崎議長 Dさんが、仲介された物件で、結構、この段階では建物を置かないとかと言われていたんですが、その後、見ていると、建物とか置かれているのがあるもので、その辺の指導はDさんでちゃんとやってもらいたいと思うんですが、よろしいですか。

○参考人（E） はい、承知しました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

田中委員。

○田中委員 普通の企業でも、一つのDさんで間をとる管理としてお願いなんですけれども、先ほど畑中委員が、碎石、改良土の関係がありました。ブロック3段ということで、上にオーバーシートでかけて、雨等の災害、流出は防ぐということなんですけれども、くれぐれその辺も、どうしても碎石、改良土というのは上積みしてしまうものがございます。流れることが予想されます。まして、こういう激雨ですから、普通の雨じゃないことも考えられます。反

対側、南側ですか、Cさんも健全な農家ということで、一生懸命やられているところなので、防災面にも十分配慮して管理していただければと思います。

それともう1点、今、防犯上、外灯をつけると言いましたけれども、隣のCさんのほうにもご配慮をいただきまして、ご存じのように、野菜というのは夜寝るんですね、品物によっては。その外灯によって全く作物ができない状態というのが出てきます。これは私自身も味わっておりますので、その辺も最大のご配慮をいただくようにひとつお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人(E) Cさんのほうからですね、今、お話しいただきましてありがとうございます。

そちらに碎石とか砂が飛ばないようにというので、一応、軽量合板で、じゃ、囲みましょうという話は、夏場とかそういうことはないんでしょうけれども、冬場のどうしても2月あたりが風が相当強いので、そちらのほうに飛ばないようにということで、一応軽量合板で、畑のほうにはご迷惑かけないようにしますということは一応お話しさせていただきました。

それであれば、逆にうちも北風が来ないので畑もやりやすいと、日照権で日陰になることもないので、そうしてもらいたいという要請もございました。今ご指摘いただきありがとうございます。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。よろしいでしょうか。

○吉田委員 最後に。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今、最後に発言があったんですけども、ネットフェンスでということになっているんですけども、今、何か配慮するために合板をつけるということになってということは、それをやるということですか、この残土、改良土、碎石を置くところはネットフェンスじゃなくて、合板ですか。

○参考人(E) それは後から自分がやるということです。配慮するということです。隣からそういう要請がありましたので。飛ばないようにということで。うちのほうに飛んでこないようにというので。それは、今ご指摘いただいたように、そういう配慮はさせていただきます。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 それでは、それはよろしく申し上げます。

本来であったら、それはちゃんと最初からこの計画図に載せていかなきゃいけないので、

後でそういうことはやっちゃいけないというふうになっているんですけども、それは先ほど会長さんから指摘があったように、Dさんの場合は後からそういうことが多いというのがあるので、今後はちゃんと最初から設計図に載せていただいたほうがよろしいかなと思います。

○参考人（E） わかりました。

○柴崎議長 よろしくをお願いします。

○参考人（E） 今ご指摘いただいたように、今後、そういう形で。

○柴崎議長 ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○柴崎議長 それでは、質問がないようなので、本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○参考人（E） ありがとうございました。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、質問、ご意見等があったらお願いします。ありますか。

吉田委員。

○吉田委員 では、代理人の発言の中で、図面どおりにはやらないというような話になっているので、確認していただきたいと思います。

あともう一つ、この据置台貫、これはものによっては構造物は建築ができないので、これはできないのかなと思ったんですけども、先ほどの写真を見てもよく分からないので、もう一度事務局が建築課に調査してもらいたいと考えています。そのうえで、きちんと指導していただければと思います。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） 据置型の台貫についてなんですけれども、私のイメージとしては、清掃センターに置いてあるような台貫をイメージして、地下を掘って、そこに台貫を設置するというような形かと思ひまして、そのような形で建築の開発指導のほうに確認したんですけども、今回の建造物であれば開発にはかからないということは確認いたしました。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今、台貫があった、写真で、隣にハウスがあって、そこに、中に何か軽油置き場みたいなのがあったというのがあるので、前、どこかの資材置場の人が台貫を設置したら、それは建造物じゃないけれども何かそれに当たるから違法という判断があって、たしか農業

委員会から改善命令を何回か出しています。それと同じような形の台貫なので、その辺、確認したほうがいいんじゃないでしょうか。

○柴崎議長 昔ですけれども、転用があって、台貫を作るとか作らないとか言っていて、正月休み中に作っちゃったという件があったんです。

○事務局（青木） それは、プレハブ小屋の横に置いたような形ですか。

○吉田委員 まるっきりあれと同じようなやつで、何とか商店だったんですけれども、それが問題になって、もうずっと改善命令を出したんですよね。

○柴崎議長 出したかどうか分からないですが、とにかく、作るとき、そういうことを言っていました。

○事務局（青木） プレハブは置かないというような説明でしたので、一応、この台貫だけを置くような形ですと、開発にはかからないという回答ではあったんですけれども。建物が無いという前提で。

○柴崎議長 要するに、台貫をつくった段階で完了検査になるわけでしょう。

○事務局（青木） そうですね。

○柴崎議長 その段階で建物がなく、図面通りに工事が行なわれているということを検査することです。

○田中委員 1点いいですか。

よく定かでないんだけど、据置型台貫ということで、地下に掘って。地下にコンクリートでして、和光の清掃センターの台貫式みたいにしますね。あれは構築物です。許可制。通常いう据置台貫と違って、高速道路で警察高速隊がやっているときがあるじゃない。

○柴崎議長 移動式のやつですか。

○田中委員 ええ。引っ張り込んで、簡易的に持ってきて、ちょっと段を1段上がって。あれは許可申請は要らないんです。据置型って、私はそれを解釈していました。そっちだったら関係なく、ぽこっと置いて、あれは撤去できるんです。据置型はそういうやつかと思っていました。

○柴崎議長 建築確認は要らないのかね。普通要るのではないのでしょうか。

○田中委員 固定型じゃなくて、据置型はそれだと思っていたから、そうすると許可は要らないし、地下的に穴を掘ると構築物に入ってしまうと思います。コンクリートの厚さなんかが出てくるので。ちょっとその辺、確認をとってみたい。

○事務局（青木） はい。もう一度確認いたします。

○柴崎議長 調査してください。

○事務局（青木） はい。

○柴崎議長 ほかにご意見等ございましたら。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

では、採決に移ります。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

この議案は承認されました。

それでは、A委員に入ってください。

（A委員入室）

---

### ◎協議事項

#### ①10月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 それでは、協議事項に移ります。

10月の農業委員会総会の日程について、事務局よりお願いします。

○事務局（高橋） それでは、協議事項1の10月の農業委員会総会の日程についてですが、1日限定で大変申し訳ございませんが、10月26日月曜日の午後2時を提案させていただきます。会場は第2委員会室となります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 スケジュールと事務局の都合で申し訳ないんですが、それでお願いいたします。

都合が悪い方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、26日の午後2時より、月曜日ですが、お願いいたします。

---

#### ②利用状況調査の実施について

○柴崎議長 次、2番、利用状況調査の実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） 協議事項2の利用状況調査の実施について説明いたします。

6月に1回目の利用状況調査を実施いたしました。10月に2回目の利用状況調査の実施を予定しております。6月の調査において改善指導の対象となった農地、また、判断を保留

とした農地を重点的に調査したいと考えております。調査の実施時期ですが、10月の第2週を考えております。実施体制については、6月と同様に新倉、白子、南地区を柴崎会長、加山委員、齋藤委員、萩原委員、富澤委員に、下新倉、調整地区を石田代理、畑中委員、加藤委員、吉田委員、山田委員、田中委員にそれぞれお願いしたいと考えております。

日程調整については、また追って個別に行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○柴崎議長 利用状況調査なんですが、今、事務局が言ったようなことでよろしいでしょうか。

また皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

○齋藤委員 では、これは来月13日から16日までの間。

○事務局（高橋） いいえ、その前の週です。

○齋藤委員 5日から9日ですね。

○事務局（高橋） そうですね。月曜日に予定が入っている関係で、火曜日、6日から9日の金曜日までの間で行わせていただきたいと思いますと考えております。

○柴崎議長 決めますか、日にち。6日から9日。

○事務局（高橋） 6日から9日なんですけれども。

○田中委員 午前中。

○柴崎議長 全員そろって難しいので、何人かいらっしゃればそれでいいと思うので。

○事務局（高橋） 7日、8日は、両日とも、午前、午後、車を押さえてあります。

○柴崎議長 7日、8日の午前中で。どうでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 7日を白子で8日を下新倉、調整で大丈夫ですかね。

○加山委員 逆のほうがいいです。

○柴崎議長 逆のほうがいいですか。8日を新倉、白子、南方面で、7日を下新倉、調整区域エリアということでよろしいですか。

時間は、9時、10時。

○事務局（高橋） 10時ごろで。

○柴崎議長 では、10時ごろに、皆さんを迎えに行くということですね。

○田中委員 この前もお話しさせていただいたけれども、こういう調査の時は、皆が役所へ集合して出かけて行った方がいいんじゃないでしょうか。そのほうが安心して出られる。あっ



ちへ寄ってこっちへ寄ってよりも。余分な時間が省けるし、集合時間何時にというふうに、役所の駐車場にしちやえばいいと思います。

○柴崎議長 はい、それでよろしいですか。

○加山委員 できたら早目をお願いします。

○柴崎議長 白子地区は9時半ぐらいにしますか。

○加山委員 いいですよ。

○柴崎議長 白子地区9時半で、ほかは10時で、市役所集合ということでお願いいたします。

確認の電話を前日をお願いします。

○畑中委員 下新倉、調整地区はアグリパークに集合でもいいですか。

○柴崎議長 下新倉、調整地区はアグリパークに集合しても大丈夫ですよ。

○事務局（高橋） はい、大丈夫です。

○柴崎議長 では、詳細については事務局で皆さんに連絡するようよろしくお願いします。

7日と8日の午前中で利用状況調査をお願いするということでもよろしくお願いします。

---

### ③優良農業者表彰の対象者の推薦について

○柴崎議長 それでは、次に移りたいと思います。

3番、優良農業者表彰の対象者の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） 協議事項3の優良農業者表彰の対象者の推薦について説明いたします。

こちらは、和光市の農業の振興、発展を図ることを目的として、市民まつりにおいて農業委員会が農業者の方に対して行う表彰となります。表彰は、優良農業経営者、優良農業後継者、優良農業配偶者の3部門で、各2名ずつ合計6名となります。

お手元に各部門の表彰の要件を配付させていただいておりますが、表彰の要件としまして、優良農業経営者は、11月1日現在の年齢が70歳以上で、今後も農業従事が可能であり、農業技術や人格においてすぐれている方、優良農業後継者は、農業に通算3年以上従事されており、すぐれた農業技術をお持ちの方、優良農業配偶者は、農業に通算3年以上従事されており、現在年間150日以上農業に従事されている方となっております。

例年、委員の皆様から各部門の表彰者をご推薦していただいておりますので、今年も各地区から表彰者のご推薦をお願いいたします。

方法につきましては、ご自分の選出母体の各集落の中で表彰にふさわしいと思われる方がいらっしゃいましたら、まず事務局までご連絡ください。

ご注意いただきたいのが、この時点ではまだご本人にお話をしないいただきたいという点です。先ほど申し上げた要件に該当しない場合や人数の問題で今回は表彰できない場合があるためです。ですので、思い当たる方がおられましたらまず事務局までご連絡いただき、要件に該当するかどうかを確認して、それに該当しない場合は、その旨、ご推薦いただいた委員の方にすぐご連絡をいたします。要件に該当していても、人数が超過している場合は、次回総会で絞り込みをしなければいけないため、その段階で漏れてしまう可能性もございます。ご本人には、最終決定した段階でお話をさせていただければと思います。

次回の最終決定の話になりますが、絞り込みをする際には、年齢やある程度地域的な偏りが生じないようにバランスを考慮することも必要かと思っておりますので、そういった点も御理解いただければと思います。

ご推薦をいただく期間につきましては、10月9日金曜日までとさせていただきますので、恐れ入りますが、それまでにご連絡くださるようお願いいたします。

お手元の資料に昭和60年以降の表彰者一覧がございますので、ご検討の際に参考にさせていただければと思います。

なお、昨年、委員の皆様からご推薦いただき、惜しくも表彰から漏れてしまった方は、こちらのリストには載っておりませんので別にご説明いたしますが、優良農業経営者部門において、富貴揚のFさん、東本村のGさん、三協のHさんの3名が、惜しくも表彰から漏れてしまった方となっております。

また、当日表彰を受けられる方に贈呈する記念品についてですが、1人当たり5,000円程度の予算で、何かよい案がございましたらご提案いただければと思います。皆様からご意見がない場合には、事務局にて考えさせていただきます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

表彰ですが、たくさんの方の推薦をお願いしたいと思います。

昨年受賞できなかった方をできるだけ優先的にと考えているんですが、その辺のことは皆さんの推薦を受けてからですが、考慮していただきたいなと思います。特に後継者と配偶者の方が非常に少なくなっているので、その辺の方がいらっしゃいましたらお願いします。

それから、記念品ですが、これはどうでしょう。また事務局一任でよろしいですか。何かいいものがございましたらご連絡いただきたいのですが。

記念品はいつまでですか。ぎりぎりまで大丈夫ですか。

○事務局（高橋） そうですね。10月20日ぐらいまで大丈夫です。

○柴崎議長 事務局に聞くと、10月20日ぐらいまで何か大丈夫というようなことなので、もし何かいいものがございましたらお願いします。なければ事務局でお願いします。そういう形でよろしく願いいたします。今から事務局一任ということも早いから、それでお願いします。

優良農業者表彰については以上でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 よろしくご協力のほどお願いいたします。

---

#### ④その他

○柴崎議長 それでは、その他、事務局お願いします。

○事務局（高橋） 協議事項4のその他はございません。

---

#### ◎諸報告

##### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告ですが、1番、会長専決。

○事務局（高橋） 諸報告1の会長専決ですが、今月の会長専決は、4条の届け出が1件、5条の届け出が3件となっております。ただいま写真をお回しいたしますので、ご確認をお願いいたします。

（写真回覧）

○柴崎議長 会長専決につきましてご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

加山委員。

○加山委員 番号2の所有権のところ、譲受人がIさん、その下にJさんという記載についてお聞きしたいのですが、譲渡人がJさんで、譲受人もJさんということなんですか。どういことでしょうか。

○事務局（高橋） 2分の1ずつ共有にされたいということで、このような表記の仕方になっております。

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 会長専決は以上といたします。

---

## ②その他

○柴崎議長 続きまして、②その他、事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 諸報告2のその他ですが、まず1点目としまして、9月8日に市民まつり模擬店の参加団体説明会がございましたので、説明をさせていただきます。

まず、今年の市民まつりの開催日ですが、11月14日土曜日と11月15日日曜日の2日間の開催となります。農業委員会が「じゃがべえ」を出店するのは15日の日曜日になります。なお、14日土曜日は午前中から農産物共進会の運営にご協力をいただく形になりますので、両日もご予約を空けておいていただくようお願いをいたします。

「じゃがべえ」について、いま一度簡単にご説明いたしますと、農家の皆様から分けていただいた小玉のジャガイモをせいろでふかし、3個から4個を串に刺して、パン粉をつけて油で揚げ、1個100円で販売いたします。去年は売り上げが8万6,000円程度でしたので、およそ800本強を販売し、午後1時頃には売り切れたと思います。今年何本程度用意するかについては、集まるジャガイモの量にもよると思いますので、はっきりした時点でご検討いただければと思います。

「じゃがべえ」の出店場所ですが、昨年同様、市役所の議会棟と保健センターの間の521号線の保健センター駐車場と広沢小の間あたりの場所となります。昨年と少し場所はずれませんが、再度、来月の総会で詳細な場所についてご説明いたします。

使用できるスペースはテント1区画分で、備品として机5台、椅子5脚がございます。基本的には、昨年同様に、カウンター、仕込み場、串揚げ置き場等を配置していただく形になるかと思いますが、どうしても手狭になってしまうかと思っておりますので、工夫をしていただけたらと思います。

資材の搬入時間は午前8時から午前9時半まで、午前10時から販売開始で、午後3時、販売終了、午後3時15分から4時15分までに撤収となります。

調理で火を使うため、消火器の設置が義務づけられておりますが、今年も柴崎会長がご用意くださるとのことですので、よろしく願いいたします。

また、こちらも毎年のことですが、「じゃがべえ」は調理を行いますので、出店に伴い検便の提出がございます。例年、共進会実行委員になられている委員3名にお願いしておりますので、今年も石田代理、山田委員、畑中委員にお願いできればと思います。なお、提出につきましては、10月6日火曜日の午前9時から午後4時の間にお願いをいたします。予備日

として翌7日水曜日にも提出いただけますが、できるだけ6日にご提出いただきますようお願いいたします。

続いて、「じゃがべえ」の資材の買い出しについてです。パン粉や調味料などの食品的な材料のほか、油や串、袋など各種資材が必要になります。来月の総会で、必要な資材の種類とその在庫数と不足数を報告したいと思いますので、委員の皆様でご協議いただき、10月末から11月上旬ごろに買い出しに行っていただければと思います。

そのほか、特に事前準備はないのですが、先ほども申し上げましたが、「じゃがべえ」の前日の11月14日土曜日の午前中は、皆様は、サンアゼリア小ホールで開催する農産物共進会の運営にご協力いただきまして、午後から会長宅で「じゃがべえ」の仕込みをしていただくことになるかと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

また、お手元に市民まつりのポスターをお配りいたしましたので、ぜひご自宅の前などにご掲示いただけたらと思います。

当日の流れの詳細につきましては、また来月の総会でご説明させていただきます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

すみません、模擬店の出店についてですが、「じゃがべえ」ということで、検便のほう、よろしいでしょうか。石田代理、山田委員、畑中委員、よろしくようお願いいたします。

石田委員、市民まつりで何かありますか。市民まつりの実行委員をやっていらっしゃるの  
で、何か一言。

○石田委員 ポスターを配らせてもらいました。ぽつぽつの柄中に隠れわこうちがいます。  
ぜひ皆さん、探してください。

○柴崎議長 そうですか、わかりました。

模擬店については以上といたします。

事務局、次をお願いします。

渡辺さん。

○事務局（渡辺） それでは、諸報告のその他の2点目といたしまして、先の平成27年9月の定例市議会におきまして、一般質問で農業委員会及び農業振興業務関連の質問がありました内容について報告させていただきます。

今回の一般質問では2名の議員さんから質問をいただきました。お手元に発言通告書をお配りさせていただいております。1人目が発言順位2番の金井伸夫議員、2人目が9番の吉

田武司議員になります。

まず、金井議員の質問につきまして、2点の質問内容についてご報告いたします。

発言順位1、課税対策、耕作放棄地の適正課税についてのご質問をいただいております。

また、発言順位2番、環境行政の中で、(2)平成27年6月付、悪臭物質排出に関する改善計画についての質問をいただいております。

それでは、質問の内容につきましてご説明いたしますと、1問目は課税対策ということで、課税課が所管しております課税の内容につきまして総務部長から答弁しております。これに対しまして再質問といたしまして、農業委員会に関する業務のところに質問をいただいております。

質問内容としましては、昨年度、農業委員会の利用状況調査で、1万6,642平米、所有者14名に対し適正利用の指導を行ったということですが、それぞれの農地の指導回数、面積、所有者数、市街化区域の別並びに強めの指導を行った内容を同様に示してくださいというご質問内容になります。

これに対しまして市民環境部長から答弁を行っております。

答弁。

農業委員会では、昨年度には6月と10月の2回、利用状況調査を実施しており、10月の調査において、農地面積1万6,642平米、14名の所有者に対し指導を行っております。このうち市街化にある農地面積は1万4,350平米で、所有者は11名となり、市街化調整区域にある農地面積は2,297平米で、所有者は3名となります。

強めの指導について説明いたしますと、農業委員会からの対象者に対する指導内容につきましては、市街化区域、調整区域の別、納税猶予の有無、利用状況の程度により区分をしています。強めの指導は、対象者に対する指導文書中の表記を、通常の指導より比較して、より明確に管理責任を果たすよう訴えかけるような表記としています。昨年10月の調査では、14名の所有者中、強めの指導を行ったのは11名になっております。また、昨年10月の調査で対象となった14名の中で、平成24年度から26年度までの期間に複数回の指導を行ったのは11名で、合計面積は1万2,876平米となっていると伺っておりますという答弁を行っております。

これに対しましてさらに金井議員から再質問がございまして、内容としましては、複数回にわたって指導しているということは、遊休農地として判断されるのではないかとといったような質問をいただいております。

これに対する市民環境部長の答弁になります。

答弁。

この調査の目的としましては、不適正な管理状況にある農地を発見し、その解消、農地の適正な利用を促すことが目的となっています。個々の農地について、調査時点で適正利用がなされていない場合もありますが、継続的に指導を行い、所有者の理解を得て、農地の有効利用の促進を図ることが重要であるとの認識であると同っておりますとの答弁を行っております。

続きまして、発言順位2番の環境行政になりますが、こちらにつきましては、南地区にあります畜産農家から発生している悪臭に対する質問の内容になります。

こちらの答弁につきまして、市民環境部長が行った答弁内容について読み上げます。

答弁。

発言事項2の環境行政の中、(1)家畜排せつ物法に基づく管理基準の遵守についてお答えいたします。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律につきましては、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定め、畜産業の健全な発展に資することを目的としています。同法施行規則において、堆肥舎その他家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備に関する基準、家畜排せつ物の管理の方法に関する基準を定めております。南1丁目地区の畜産農家における基準の遵守につきましては、所管している埼玉県中央家畜保健衛生所に確認しましたところ、これらの基準が遵守されているとの説明であり、市としましても、当該畜産農家では、同法の目的に則した対応が図られているものと理解しておりますといった答弁を行っております。

金井議員の質問内容につきましては以上となります。

続きまして、発言順位9番、吉田武司議員の質問につきましてご報告をさせていただきます。

今回の質問内容につきましては、発言事項5、農業政策につきまして、地産地消の推進についてのご質問をいただいております。

ご質問の内容としましては、概要で申し上げますと、地産地消を推進させるために次のような取組を提案するといった内容です。地元農業者が生産した農産物とわかるようなラベル、シールを貼付し、また、そのシールを集めた消費者に特典を提供するようなポイント制を提案するとの内容です。生産量が減少し、直売センターの売り上げも減少している中で、地元

農産物購入と生産者の生産意欲向上のための動機づけにしたいといったような内容となっております。

これに対しまして市民環境部長が答弁を行っております。

答弁。

発言事項5、農業政策、地産地消の推進についてお答えいたします。

当市における地産地消の推進の取組としましては、軽トラ市等の和光産農産物を入手できる機会の提供、学校給食への和光産農産物の供給、観光農園、食育活動などの事業を農業者の協力を得て実施しています。

和光市産農産物であることがわかる表示シールの活用についての提案ですが、農産物への表示シールの貼付は、その信頼性が確保できることで、消費者の購買の動機づけになることや、生産者の生産意欲の向上を促す効果ができると期待しております。

表示シールを活用する取組については、他の自治体においても実施されておりますが、ご提案の内容にありますように、消費者が生産者の応援団となるといったような取組は、地域から生産者を支えることとなり、都市農業を振興する上で有効な手段であると考えます。

都市農業においては、消費地と生産地の距離が近いことが強みの一つであり、消費者と生産者をつなぐといった視点を持って事業展開することが肝要だと考えております。

取組を進める上では、他の先進事例を調査研究しつつ、農業協同組合、市内農業者団体等の協力を仰ぎながら、効果的に運用できる仕組みづくりを模索したいと考えておりますと、1回目の答弁を行っております。

これに対しまして吉田議員から再質問をいただいております。

内容につきましては、東大阪市のファームマイレージについての内容です。

ある農産物が生産されるのにどの程度の面積が必要になっているといったことを表示することで、その農産物を購入することで、消費者が農地を守ったという意識を持つことができる取り組み、制度であり、和光市での導入を提案するといったような内容です。

これにつきまして、答弁。

東大阪市のファームマイレージの取組につきましては、地元農産物を購入することで農地保全に協力することに対する感謝状等を進呈することで、消費者の動機づけにし、農地保全に資する取り組みかと存じます。農地や農業に関する市民の意識を高揚させ、地域で農地や生産者を支えるといった仕組みは、開発の進む都市部において農地を保全することにつながる取り組みであると理解しています。感謝状や記念品の進呈という手法のあり方を含め、制



度について研究を行ってまいりたいと考えておりますと答弁を行っております。

また、こちらの再質問、さらに再質問がございまして、農業体験等のイベントの実施についての提案をいただいております。消費者と生産者や農地の直接的な結びつきを生むイベントの実施を提案するといったような内容です。

これにつきましての答弁。

これまでも、農業体験事業、観光農園事業といった形で、消費者と生産者とが直接対面して実施する取組を行っておりますが、市民が土に親しみ、農業への理解を深めることは、都市農業を振興する上で有意義な取り組みであると認識しております。また、みずから栽培した農産物を調理して食べるといったイベントについては、食育推進の取組としても行っていますが、農地自体を活動場所としたイベントについては、農業者の方の協力が必要不可欠であり、関係機関とも連携して事業実施を検討していきたいと考えております。

以上のような答弁を行っております。

報告は以上になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

一般質問は以上です。

吉田委員、何かありますか。

○吉田委員 これから認定農業者の補助金なんかのときに、できれば袋とかそういうのをつくるときに、袋の裏に、小松菜つくるんだったら、250グラムつくるんだったら、何平米、何センチ何センチ角でこういう土地が必要なんですよとか、何をつくるにはこのくらいの土地が必要ですよというのを袋の後ろに何か表記してもらおうと、買った人が、このくらいの和光市の野菜を食べると、このくらいの都市農業を守れたんだなという意識になって、応援団になってくれればいいかなというふうに思って、今、応援団はいっぱいはやっていて、この間も和光市の応援団で、SKE48の方が、今度、応援団任命式があったんですけども、そういうので市民をみんな農家の応援団にできればなというふうに思って、ちょっと要望という形で提案させてもらったんですけども、その辺を、今度から補助金を出すときにこういうのを入れてくださいというのをつくっていただければいいかなと思うんです。結束テープなんかにもわこうちちを入れるとか、そうやってやっていただくと、もうちょっと和光市の野菜というのをちゃんとアピールできるのかなと思って、提案させていただきました。よろしくをお願いします。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 一般質問の中で吉田議員から大変に有意義なご提案をいただいております、そちらの内容についても申し上げればよかったです、時間の関係で一部割愛させていただきます。

ご提案の内容につきましては、和光市の都市農業推進協議会にも上程するようなことも検討しております。そういった中で、農業者の皆様のご意見をいただきながら制度の構築を検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員 あと異臭の問題のほかの人の質問の中で、やっぱりあれをうまくこう何か、牛を買ってあげて、何かのときにイベントで試食どうですかとかというふうにやって、和光ブランドの肉みたいな位置づけをすると、ああいう発言が出てこなくなるのかなというふうにも思っているの、何かその辺は牧場の人と話して、ちょっとうまくそういう提供をしてもらうとかすれば、少しは温度差が縮まってきていいのかなと。1人の人が言っているんですよ。ほかの住人の人は誰も言っていないんですよ。1人の人が何か追い立ててやっているみたいなので、ちょっとその辺を検討していただけるといいのかなと思います。

（発言する者あり）

○柴崎議長 いろいろ貴重な提案ですので、よろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺） 南1丁目の畜産農家の対応としましては、環境課でも様々な手法による悪臭軽減といいますか、対策を講じていきたいと考えています。そういった中で、ご提案のありました内容についてもあわせて、畜産農家さんと協議をしながら考えていきたいと思っております。

○柴崎議長 ありがとうございます。

事務局は以上でしょうか。

高橋さん。

○事務局（高橋） その他の3点目としまして、先月の総会でもお伝えいたしましたが、来月28日に石川県野々市市農業委員会が和光市に視察に来られます。先方より、和光市農業委員と意見交換の場を持ちたいと要望が出ておりますので、会長と代理には既にお願いはしているんですが、委員の皆様にはぜひ積極的なご出席をお願いしたいと考えておりますので、そちらのほうもどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 28日、時間とかわかっていますか。

○事務局（高橋） 午前中10時ごろいらっしゃるのでお迎えに行つて、10時半から12時までこ

ちらのほうで、和光市の農業の説明ですとか委員の皆様との意見交換や、あるいは質問に答えていただくような形をお願いしたいと思っております。その後、サンレガロで1時間ほどお昼をとっていただいた後、午後はアグリパークの視察に行かれないということですので、そちらの送迎も事務局でさせていただこうと思っております。

以上です。

○柴崎議長 視察ということなので、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局、以上ですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 ほかに委員の皆さんのほうから何かご意見あったらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

---

◎閉会

○柴崎議長 それでは、本日も朝早くから貴重なご意見ありがとうございました。

これで第15回農業委員総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時00分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年11月26日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 畑中 昭二

署名委員 吉田 武司